

辺野古代執行訴訟での最高裁の上告不受理に強く抗議する(談話)

2024年3月2日
安保破棄中央実行委員会
事務局長 東森英男

最高裁第1小法廷(岡正晶裁判長)は2月29日付で、辺野古新基地工事における軟弱地盤改良のための設計変更について、国が沖縄県の権限を奪って承認を代執行することを認めないとする沖縄県の上告を不受理とする決定を沖縄県に送付しました。

私たちは、「法の番人」といわれる最高裁が、政府の施策に全面的に追随して、上告内容について一切の審理を行わず棄却を決定したことに怒りを込めて抗議します。

最高裁のこの決定は、新基地建設のための埋め立てを認めない沖縄の民意と、国と対等とされている地方自治体の権限を蹂躪する岸田政権の暴挙を容認するもので、断じて認められません。

沖縄防衛局が設計変更を申請した軟弱地盤の改良工事は、調査が不十分で工事後に崩落が起きる危険性があり、また、工事期間が長期にわたり、政府が言う「普天間基地の危険性除去」に合理性がなく、さらに、環境破壊に考慮がされていません。このことを理由として、玉城沖縄県知事が設計変更申請を不承認としたことは当然のことです。

今回の上告は、このような玉城県知事の不承認について、代執行裁判で第一審となった2023年12月20日の福岡高裁那覇支部判決がその内容を検討せず、形式論で代執行を認めたことを不服としてなされたものです。上告の内容を審査せず「門前払い」とした今回の最高裁決定は司法の役割を放棄したものと言わなければなりません。

私たちは、アメリカの言いなりに、戦争準備のための工事に巨額の予算を浪費する辺野古新基地建設を許さないため、沖縄との連帯をさらに強めてたたかう決意です。

以上